総務政策常任委員会

請願番号 請願第45号 受理年月日 平成26年2月27日

特定秘密保護法廃止を求める意見書提出の請願

【請願の趣旨】

安倍晋三政権は、国民の目、耳、口を塞ぐ「特定秘密保護法」 を今臨時国会で審議が十分尽くされないまま強行成立させました。

「特定秘密保護法」は、「防衛」「外交」「安全脅威活動」「テロ」の4分野で、行政機関の長が指定するものを「特定秘密」とし、漏えいした職員などへの罰則を最高で懲役10年にまで引き上げることを明記しています。

請願の件名

秘密保護の対象を「特定秘密」にしているものの、4分野は曖昧で、「特定秘密」の範囲も行政機関の長の判断次第で拡大される仕組みとなっており、原発情報も「特定秘密」にされかねません。

この法律は国家公務員が「特定秘密」を漏えいした場合、最高 1 0 年の懲役を科すとし、一般の守秘義務違反、防衛機密漏えい について定めた国家公務員法の1年以下、自衛隊法の5年以下を はるかに上回る罰則を規定し、さらに「特定秘密」に携わる民間 企業の従業員にも懲役5年以下の罰則を定めています。加えて国会とその各委員会を法律の適用対象に上げて国会活動を束縛する 条項があり、国会を国権の最高機関とする現憲法に抵触する可能 性が濃厚です。また、「行政機関の長」や警察本部長が「特定秘密」を扱う公務員と民間業者に対し、「適正評価」という名目で 調査を行うとしており、思想・信条調査でプライバシーを著しく 侵害する恐れがあります。

報道関係の取材が処罰対象にされかねないことも懸念されています。「特定秘密」の管理者の「管理を害する行為」や「教唆または扇動」も処罰の対象としています。管理者を粘り強く説得し、情報を得ようとする取材を処罰の対象にするのでは取材の自由に反することになります。

政府は今でも国家情報の多くを秘密扱いにし、国民が知ること のできない状況にしています。防衛省は12万件以上も秘密、外 務省などの他省庁も同じです。

今、重要なのは徹底した情報公開を推進することであり、刑罰 による秘密保護と情報統制ではありません。

	日本は、戦前の政府と軍部が「軍機保護法」などで国民の目と 耳を塞いだことが侵略戦争につながったという苦い経験を持って います。戦前の暗黒政治を繰り返すことがあってはなりません。 よって、宮崎県議会が国会及び政府に対し、「特定秘密保護法」 の廃止を求める意見書を提出されるよう請願します。
紹介議員	鳥飼 謙二 前屋敷 恵美
摘 要	